

主要国の外来種対策の概要

出典：環境省の情報を元に篠原事務所作成

2022.4.22環境委員会 立憲 篠原孝

項目	日	米	EU	Nz
国の法律	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物法(2004年、2013年改正)飼養等、譲渡等、野外への放出等を原則禁止 ・最大で懲役3年、罰金300万円以下、法人は1億円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ◎レイシー法(1981年)により有害野生生物と指定された種について、輸入、輸送禁止 ・6カ月未満の収監、又は個人5000ドル、法人1万ドルの罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵略的外来種に関するEU規則1143/2014(IAS規則)により、領土への持ち込み、保持、繁殖、放出を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質及び新生物法 ・新生物とは1998 7/29以前には存在しなかった種(cf日本は明治以降) ・輸入、実地実験、放出を禁止 ・3月以下の懲役、50万ドル以下の罰金
外来種の分類	<ul style="list-style-type: none"> ○外来生物法の中特定外来生物156種指定 ・未判定外来生物は届け出 ○生態系被害防止外来種リスト429種 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生哺乳動物、野生鳥類、魚類、軟体動物、甲殻類、両生類、は虫類でこれ以外には対象とならず(植物は対象外) ・種が既にアメリカ国内に被害をもたらしている種を発見した場合のみリストに掲載 (cf日本は未侵入も掲載) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニオンリストが規制対象 ① 連合レベルで協調行為が必要だと実証されていること ② リストにより、悪影響を効果的に防止、最小化、軽減する可能性があるが要件(cf日本にはない) 	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオセキュリティ法 ・NZの自然的・物理的資源や人の健康に悪影響を及ぼす物品「リスク物品」として輸入基準を設定 ・虚偽情報を用いた場合、個人1年以下の懲役または、5万ドル以下の罰金 法人は10万ドル以下
防除の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・2015 外来種被害防止行動計画で8つの基本的考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・州が中心、市も協力 ・州により、絶滅の危機にある種等に影響を与える侵入種駆除マニュアルと実施する防除チーム(strike team)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 動物伝染病に関するEU規制2016/429(動物衛生法)により、駆除、立ち入り、移動の条件設定を行っている(独自の情報なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 防除に関する立入権限等を規定
放出をおそれた例外規定の有無	<ul style="list-style-type: none"> 今回の改正で規制の一部を適用除外とできる規定を整備 ・アメリカザリガニ、アカミミガメを想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・放出を直接対象にしたかは不明 ・Wisconsin州は、禁止対象種の他に、規制対象侵入種の枠組みあり、拡散防止や抑制は推奨されるが義務ではない。 	<p style="text-align: center;">情報なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・蔓延している外来種への対応は、主に地方が担っている ・各地方が、種、対策、権限等柔軟に選択できる (?事例 不明)
国民の反応		<ul style="list-style-type: none"> ・国、州、NPO、関心のある市民等からなる地方侵入種管理パートナーシップが設立され、重要な役割を担う ・州が資金支援 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・通報対象生物一覧(病害虫、外来種)を作成し、国民が第一次産業省に通報することを義務付け